

木材調達におけるグリーン化現状把握アンケート調査の結果

平成19年12月25日
環境省地球環境局環境保全対策課

1. 回答のあった公的機関及び住宅・建築事業者の概要

- 公的機関の分類で最も多いのが、「町村」で38.3%、平均人口は、約1万4千人、平均職員数は、166名。次いで多いのが、「市区」で36.9%、平均人口は、約14万1千人、平均職員数は、1,600名。「町村」、「市区」の平均職員数は、それぞれ66名、354名であることから、回答のあった公的機関は平均よりも規模が大きいと推測される。
- 住宅・建築事業者の数は僅少。
- 回答住宅・建築事業者は、平成18年度施工戸数が、20戸以上の割合が約3分の2を占め、平均従業員数は806.2人と事業者の平均よりも多い。中規模以上の住宅・建築事業者からの回答が中心となっている。また、経営状況も、「悪い」、「比較的悪い」の合計が1割強と比較的良好な事業者から回答が寄せられた。

○ 回答のあった公的機関の概要

	回答数	%	(参考) 12月1日時点の数	平均人口	平均職員数	平均予算規模
都道府県	45	4.9%	47	2,503,509 人	16,642 名	3,137,745,697 千円
政令指定都市	5	0.6%	17	1,541,051 人	17,008 名	1,423,450,676 千円
市区	332	36.9%	789	140,788 人	1,600 名	57,315,326 千円
町村	344	38.3%	1,015	14,441 人	166 名	44,388,301 千円
その他公的機関	174	19.4%	-	-	679 名	29,081,934 千円
計	899	100.0%				

○ 回答のあった住宅・建築事業者の所属団体

加盟団体	回答数	%	(参考) 加盟企業等数
(社) プレハブ建築協会加盟企業	9	12.2	約200社
(社) 日本住宅建設産業協会加盟企業	23	31.1	約650社
(社) 全国中小建築工事業団体連合会	1	1.4	約7万3千社
(社) 日本ツーバイフォー建築協会	21	28.4	約550社
(社) 日本木造住宅産業協会	0	0.0	約330社
(社) 全国住宅建設産業協会連合会	4	5.4	約1,000社
(社) 新都市ハウジング協会	12	16.2	約50社
輸入住宅産業協議会	3	4.1	約50社
全国建設労働組合総連合	1	1.4	約70万2千人
計	74	100%	約77万8千社

- ・ (社) 日本住宅建設産業協会、(社) 日本ツーバイフォー建築協会の回答割合が高か

った。電子メールで配布を実施した他の団体と違い、この2団体は、印刷したアンケート票を直接会員企業へ配布した。配布方法の違いによる影響があったものと思われる。

○ 回答のあった住宅・建築事業者

法人形態	回答数	%
株式会社	70	94.6
有限会社	1	1.4
個人事業者	0	0.0
記入なし	3	4.1
計	74	100.0

平均従業員数 806.2 人

施工実績	回答数	%
1-4戸	4	5.4
5-9戸	1	1.4
10-19戸	5	6.8
20戸以上	49	66.2
記入なし	15	20.3
計	74	100.0

資本金額	回答数	%
200万円未満	1	1.4
200～500万円未満	2	2.7
500～1,000万円未満	0	0.0
1,000～5,000万円未満	22	29.7
5,000万円以上	45	60.8
記入なし	4	5.4
計	74	100.0

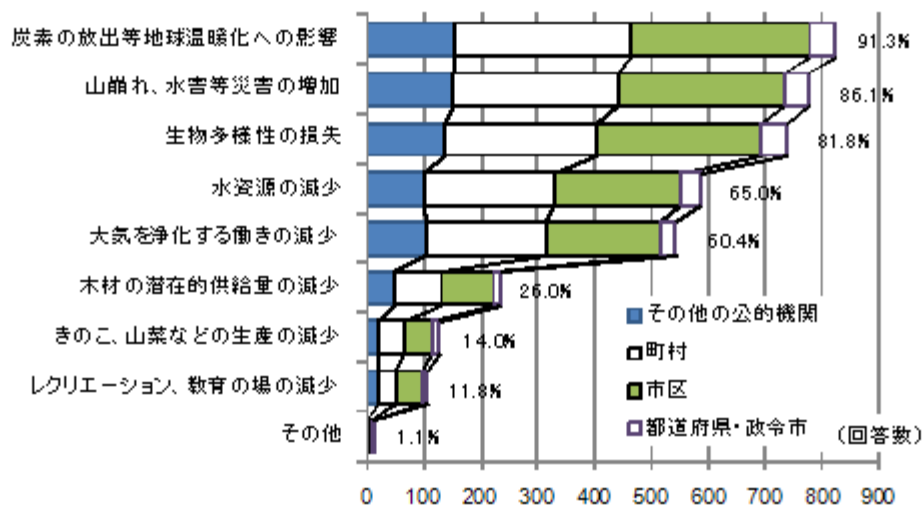
経営状況の自己認識	回答数	%
上手くいっている	8	10.8
比較的上手くいっている	18	24.3
普通	31	41.9
比較的悪い	8	10.8
悪い	1	1.4
記入なし	8	10.8
計	74	100.0

2. 森林減少による懸念（問2）

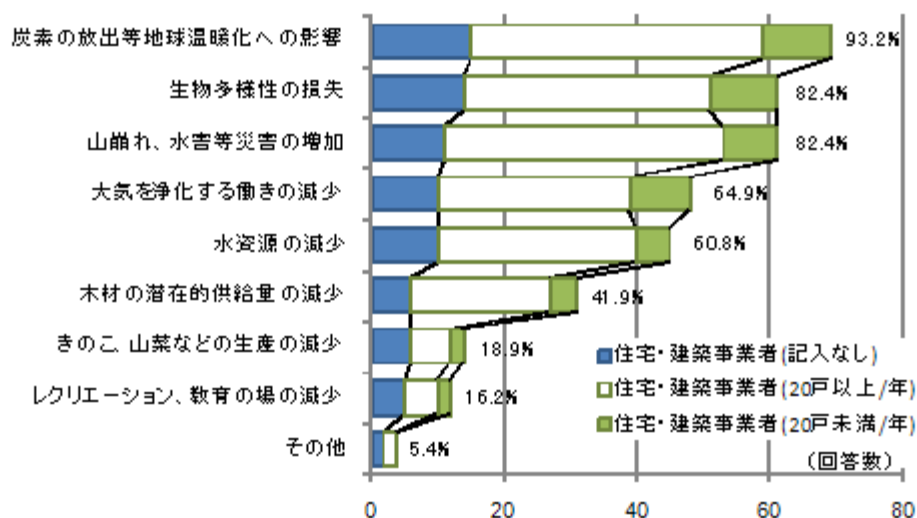
（森林が減少することにより、どのような問題が発生することを心配するかを質問、マルチアンサー）

- 「二酸化炭素の吸収量の減少・排出の増加など地球温暖化への影響」が最も大きく、次に、「山崩れや洪水など災害の増加」、「生物多様性の損失」が大きな割合を占める。
- この他、「水資源の減少」、「大気を浄化する働きの減少」が大きな割合となっている一方、「木材の潜在的供給量の減少」は比較的小さな割合となっており、木材需要者においても、森林の公益的機能に対する期待が大きいものと考えられる。

問2 森林減少による懸念（公的機関）



問2 森林減少による懸念（住宅・建築事業者）



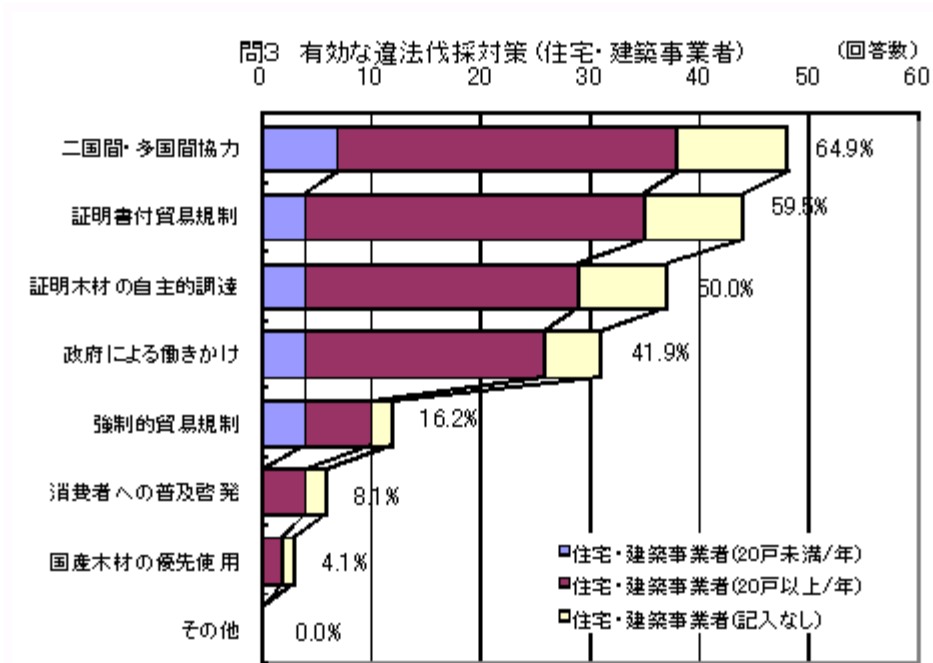
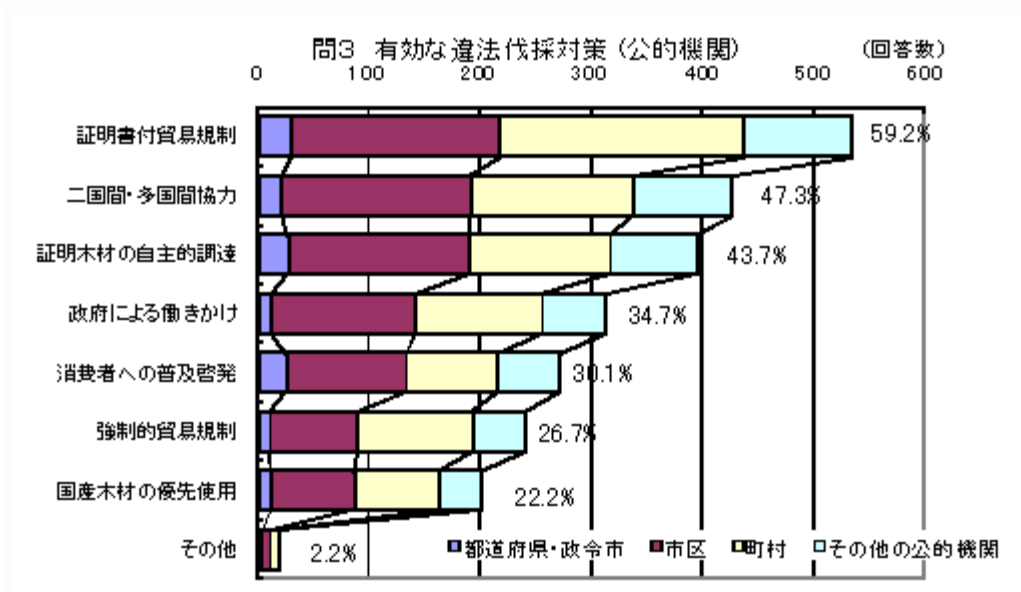
3. 有効な違法伐採対策（問3）

（違法伐採問題の対策として、どのような対策が有効と思うか質問、マルチアンサー）

- 公的機関では、「合法性の証明書の添付を条件とする貿易規制」が最も大きく、次いで「二国間・多国間での能力向上に向けた協力」、「合法性の証明書が添付された木材の自発的な調達」が大きな割合を占める。
- 住宅・建築事業者では、「二国間・多国間での能力向上に向けた協力」が最も大きく、次いで、「合法性の証明書の添付を条件とする貿易規制」、「合法性の証明書が添付された木材の自発的な調達」が大きな割合を占める。
- 公的機関、住宅・建築事業者共に、「違法伐採が疑われている国からの全ての木材の輸入禁止」は、比較的低い割合に留まる。また、共に「政府による働きかけ」が高い割合となる。
- 住宅・建築事業者は、「消費者等に対する普及啓発」、「違法伐採の可能性の低い国産材の優先的使用」の割合が、公的機関に比較すると相対的に低い。これは、住宅・建築事業者の木材のグリーン調達及び国産材利用に対する消極性の表れとも考えられる。

違法伐採問題の有効な対策のご意見として、以下のようなものがあった。

1. アンケート内の選択肢を強調する意見（（ ）内の数字は、問3の選択肢番号）
 - ・違法伐採が行われている輸出国において、規制、罰則を強化すべき。（1. 2.）
 - ・持続可能な森林経営に関する国際的な規制・規範を策定すべき。（1. 2.）
 - ・通関における違法木材貿易の取り締まりを強化すべき。（1. 2.）
 - ・消費者が、煩雑な基準やシステムに従い、木材の合法性を確認する必要がないよう、市場に出回る前に「違法伐採木材」排除すべき。（3. 4.）
 - ・「違法伐採でない木材」「森林認証木材」の利用の推進に取り組むべき。（4. 5.）
2. 木材流通、取引価格に関する意見
 - ・木材輸入に関わる商社等に対し、合法性の確認を指導するとともに、違法伐採木材貿易に関与した場合の罰則の強化。
 - ・違法伐採問題の背景は「貧困問題」。輸入する際には、「（環境、経済発展に貢献する）適切な価格」で取引すべき。
 - ・違法伐採を排除するためのコストをエンドユーザーに過度に求めるべきではない。
3. 証明書の信頼性に関する意見
 - ・「合法性」、「持続可能性」の証明書の信頼性の向上に取り組むべき。

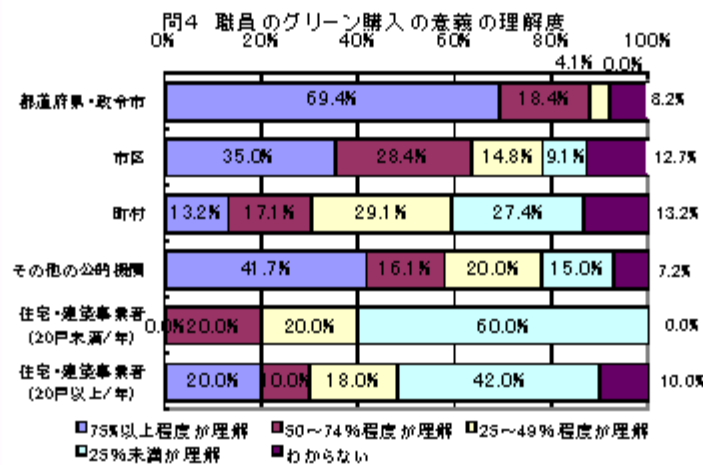


4. グリーン購入

(1) 職員のグリーン購入の意義の理解度 (問4)

(グリーン購入に取り組むことの意義が組織の職員において、どの程度の人数で理解されているか質問、シングルアンサー)

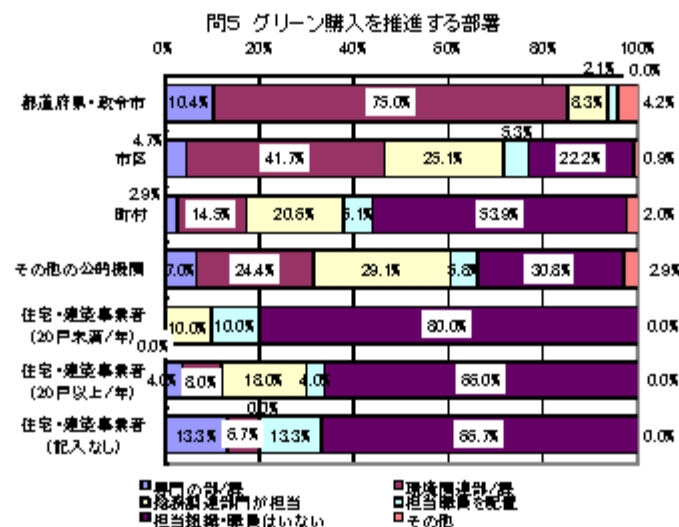
- 公的機関のうち地方公共団体では、グリーン購入の意義を、行政規模が大きいほど多くの職員が理解している。
- また同様に、住宅・建築事業者においても、年間施工戸数の大きな事業者ほど多くの職員が理解している。しかし、その割合は、「都道府県・政令市」、「市区」と比較すると、相対的に低いものとなっている。



(2) グリーン購入を推進する部署 (問5)

(グリーン購入を推進するための担当部署があるか質問、シングルアンサー)

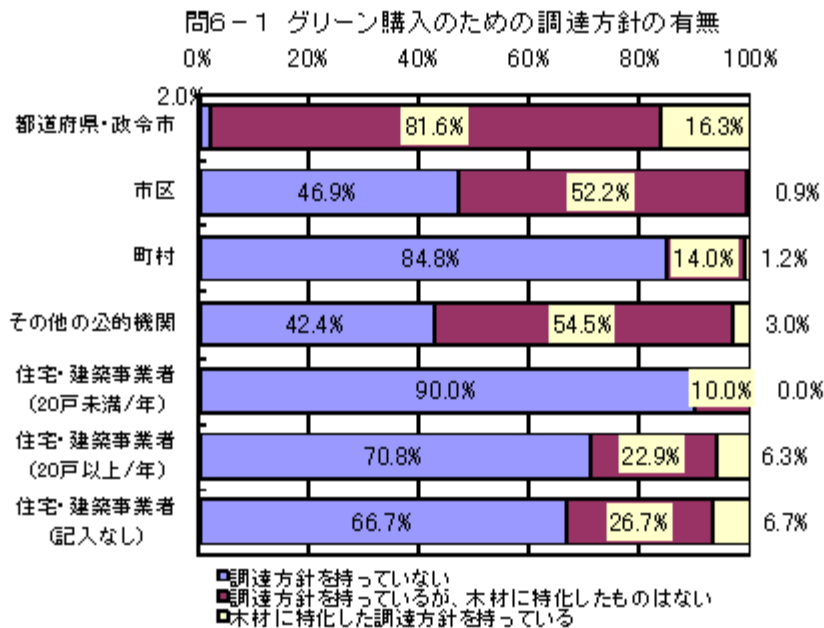
- 公的機関のうち地方公共団体では、行政規模が大きいほど専門的に推進若しくは環境に関連する部/課を設置している。
- また同様に、住宅・建築事業者においても、年間施工戸数の大きな事業者ほど専門的に推進若しくは環境に関連する部/課を設置しているが、その割合は、「都道府県・政令市」、「市区」と比較すると、相対的に低いものとなっている。



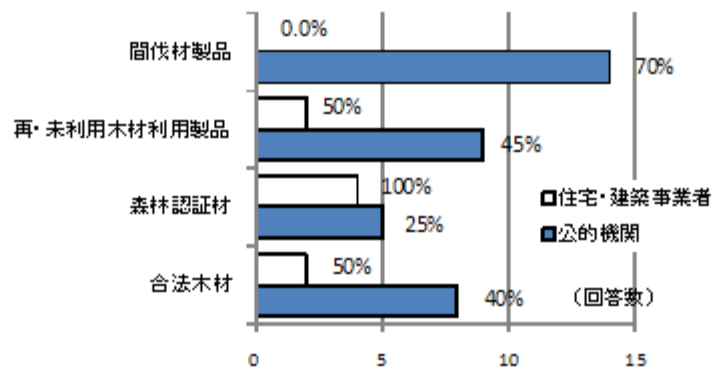
(3) グリーン購入のための調達方針 (問6)

(グリーン購入のための調達方針、また、木材に関する調達方針の有無、更に木材に関する調達方針が有る場合その内容を質問、内容についてはマルチアンサー)

- 回答のあったほとんど全ての都道府県、政令指定市がグリーン購入のための調達方針を策定しているが、木材に関する調達方針を持っているのは、16.3%。
- 「市区」の約5割、「町村」の8割以上が、グリーン購入のための調達方針を策定していない。また、共に木材に関する調達方針を持っているのは僅少。
- 住宅・建築事業者の7割以上はグリーン購入のための調達方針を策定していない。木材に関する調達方針を持っているのは、平成18年度施工戸数が20戸未満以外の約6%のみ。
- 木材に関する方針の具体的内容では、間伐材を対象としていたのは、公的機関では7割、住宅・建築事業者では皆無。森林認証木材は、公的機関では4分の1であったのに対して、住宅・建築事業者では回答のあった全ての事業者。合法木材は、公的機関では、4割、住宅・建築事業者では、5割。



問6-2 木材に特化した調達方針の内容



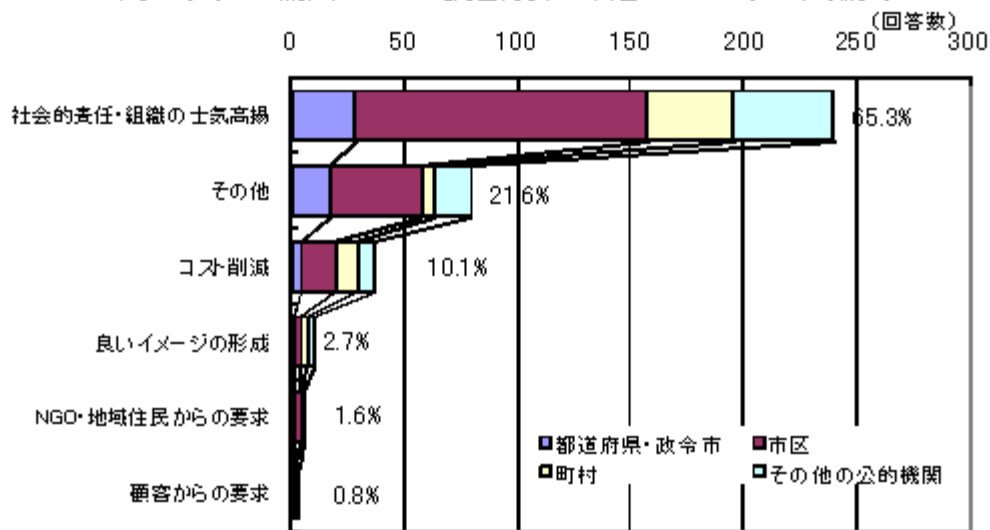
注: %は、回答のあった団体数のうち回答のあった選択肢の割合

(4) グリーン購入のための調達方針の策定のきっかけ (問7)

(どのようなきっかけで調達方針を策定したのか質問、マルチアンサー、問6で調達方針を持っていると回答した者のみが対象)

- 公的機関では、「社会的責任・職員・組織の士気高揚、意識啓発効果」が約3分の2以上、「その他」、「調達総量削減等によるコスト削減」が続く。一方、地域住民等からの要求は僅少。
- 住宅・建築事業者では、平成18年度20戸以上施工している事業者の取組がほとんど。「良い企業イメージの形成」に次いで、「調達総量削減等によるコスト削減」が高く、「顧客からの要求」は皆無。要求に対応というよりは、自発的な取組といえる。

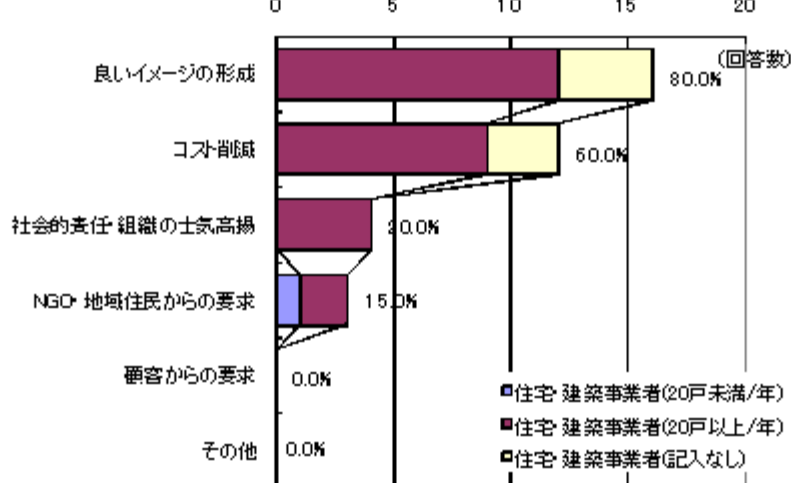
問7 グリーン購入のための調達方針の策定のきっかけ(公的機関)



公的機関のその他の回答は、以下のとおり。

- ・都道府県の関連公的機関が都道府県の策定しているグリーン購入調達方針に準拠
- ・自主的にISO14001を導入 など

問7 グリーン購入のための調達方針の策定のきっかけ(住宅・建築事業者)

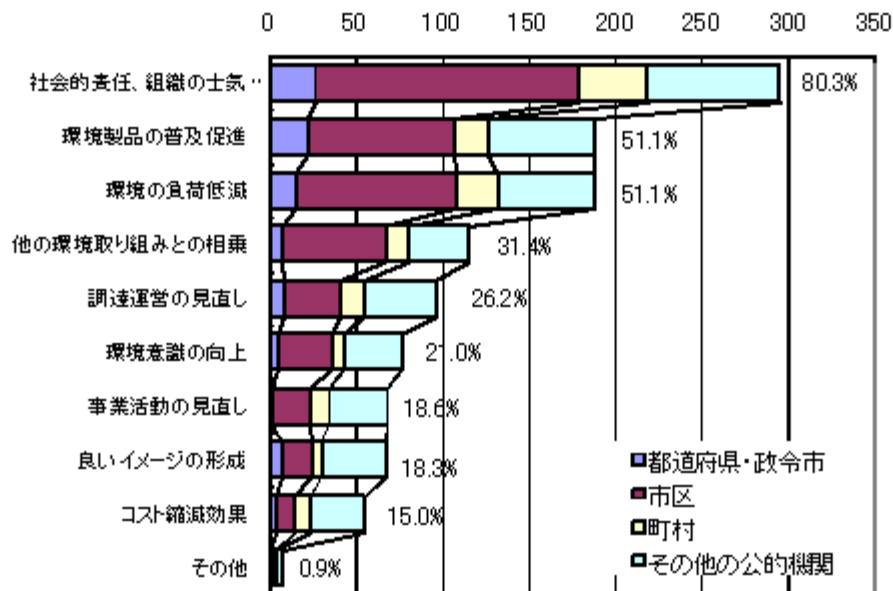


(5) グリーン購入のための調達方針策定の効果 (問8)

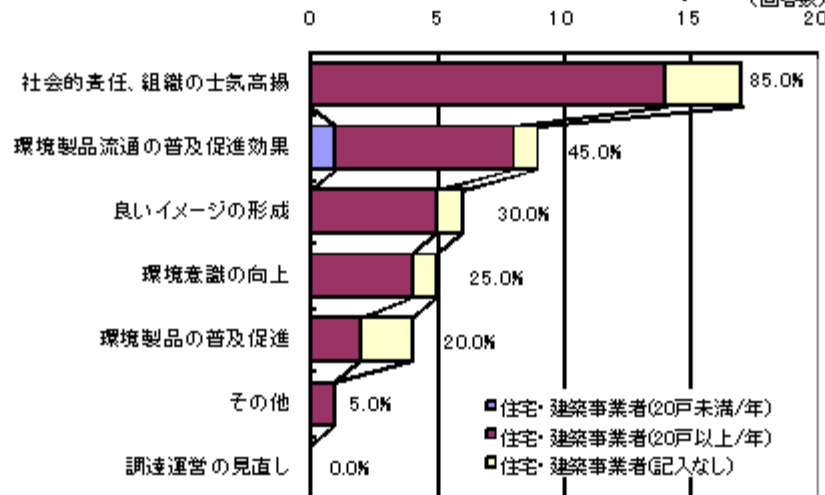
(グリーン購入のための調達方針を策定した効果について質問、マルチアンサー、問6で調達方針を持っていると回答した者のみが対象)

- 公的機関では、「社会的責任・職員・組織の士気高揚、意識啓発」が8割、「環境配慮型製品の普及促進」、「省エネ等の環境負荷低減」が続く。
- 住宅・建築事業者では、平成18年度20戸以上施工している事業者の取組がほとんど。「社会的責任・職員・組織の士気高揚、意識啓発」が約8割、次いで、「環境配慮型製品の普及促進」、「良い企業イメージの形成」が続く。問7のきっかけとの比較においては、「社会的責任・士気高揚、意識啓発」は、期待以上の効果が得られている一方、「良い企業イメージの形成」は、思うようには効果が上げられていない。

問8 グリーン購入のための調達方針策定の効果 (公的機関) (回答数)



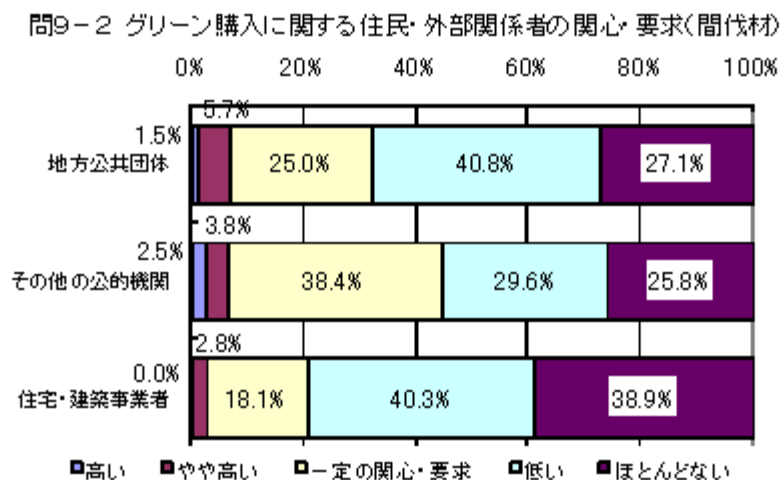
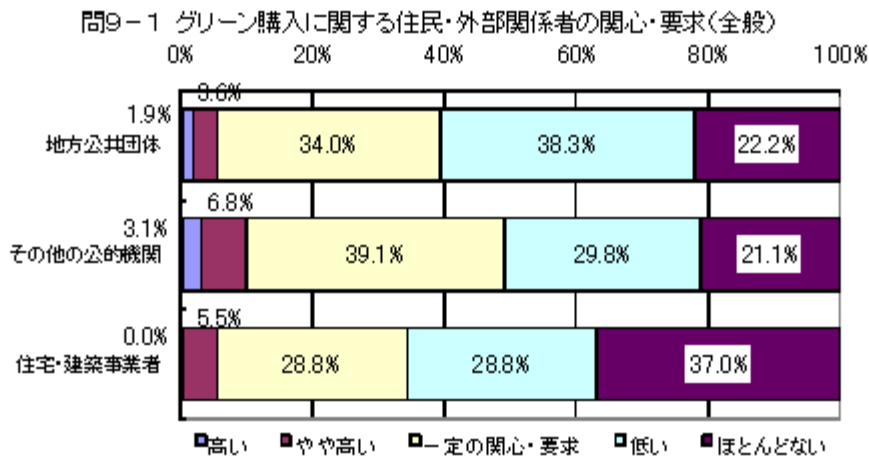
問8 グリーン購入のための調達方針策定の効果 (住宅・建築事業者) (回答数)



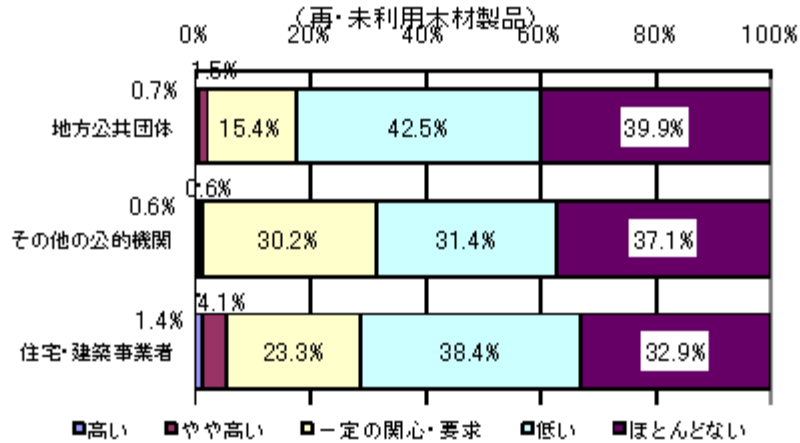
(6) グリーン購入に関する住民・外部関係者の関心・要求 (問9)

(グリーン購入に関して、住民・外部関係者等の関心・要求について質問、シングルアンサー)

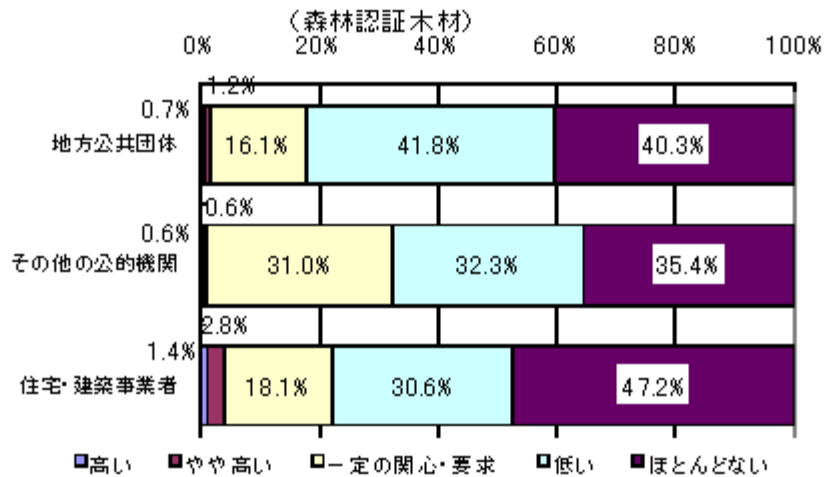
- グリーン購入「全般」に関する住民等の関心は、概してあまり高くない、と認識している。「低い」、「ほとんどない」の回答の合計は、約6割。
- 「間伐材」に関する住民等の関心は、「低い」、「ほとんどない」の回答の合計は、地方公共団体では、7割弱、住宅・建築事業者では、約8割。
- 再・未利用木材に関する住民等の関心は、「低い」、「ほとんどない」の回答の合計は、地方公共団体では、8割強、住宅・建築事業者では、7割強。
- 森林認証木材、合法木材に関する住民等の関心は、「低い」、「ほとんどない」の回答の合計が、地方公共団体では約8割を占める。一方、住宅・建築事業者では割合がやや低く、合法木材では、3割弱が外部関係者等に一定程度以上の関心・要求があると認識している。



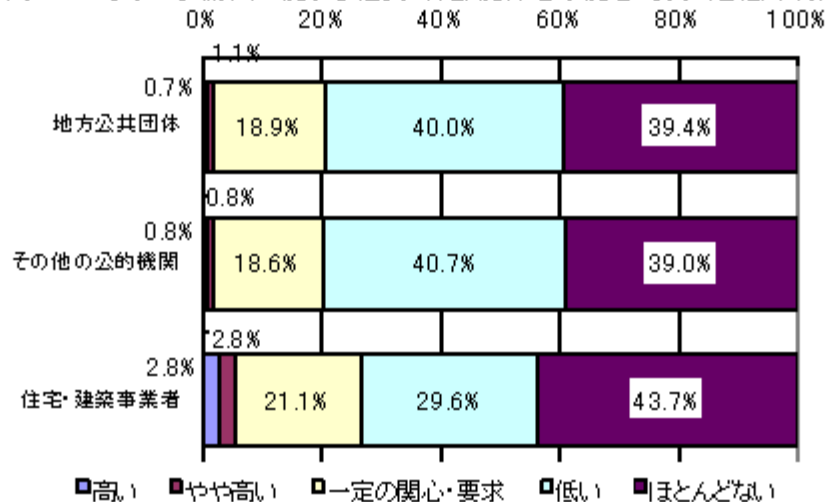
問9-3 グリーン購入に関する住民・外部関係者の関心・要求



問9-4 グリーン購入に関する住民・外部関係者の関心・要求



問9-5 グリーン購入に関する住民・外部関係者の関心・要求(合法木材)

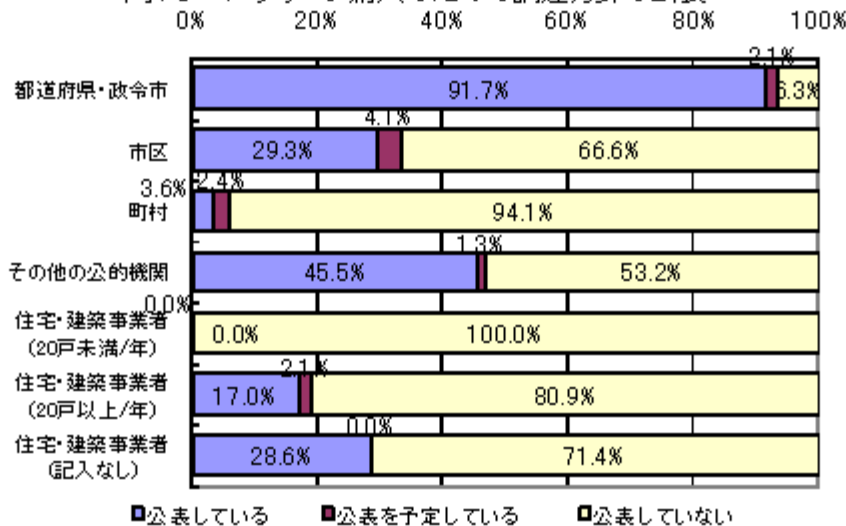


(7) グリーン購入のための調達方針、調達実績の公表 (問10)

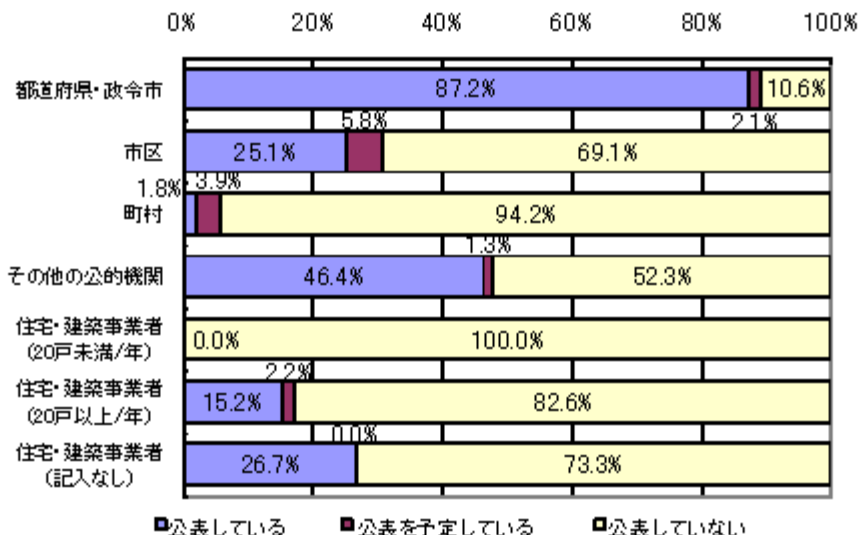
(調達方針や調達実績の公表を実施(または予定)しているか質問、シングルアンサー、問6で調達方針を持っていると回答した者のみが対象)

- 調達方針を公表している割合は、調達実績を公表している割合とほぼ同じ。方針を公表している団体は、概ね実績も公表していると思われる。
- 都道府県及び政令指定都市では、約9割、市区では、約3割が公表している。町村では、ほとんど公表していない。
- 平成18年度施工戸数が20戸未満の住宅・建築事業者は、公表をしているところは皆無。その他の住宅・建築事業者は、2割弱～3割弱が公表している。
- 公表手段は、公的機関では、「ホームページ」が突出していたのに対して、住宅・建築事業者では、「ホームページ」に加え、「環境レポート等」が高い割合となった。

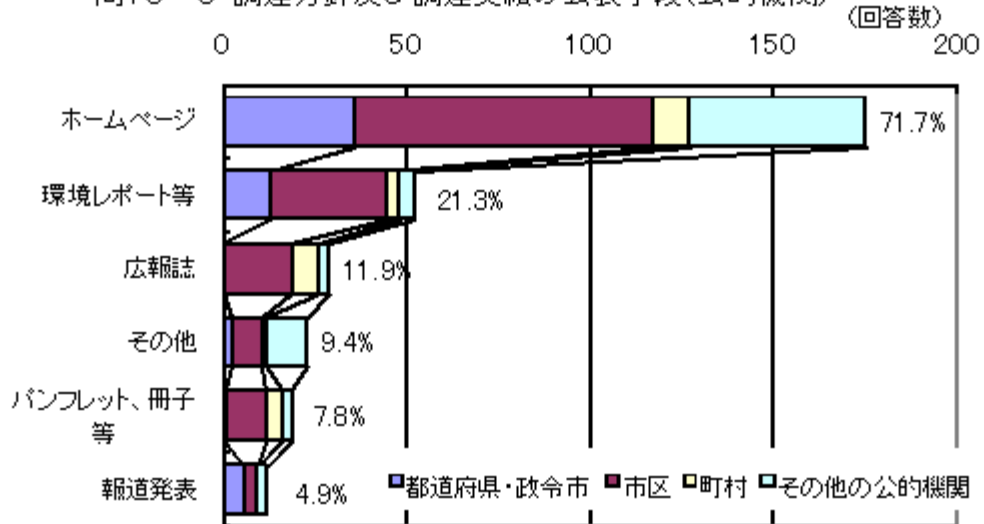
問10-1 グリーン購入のための調達方針の公表



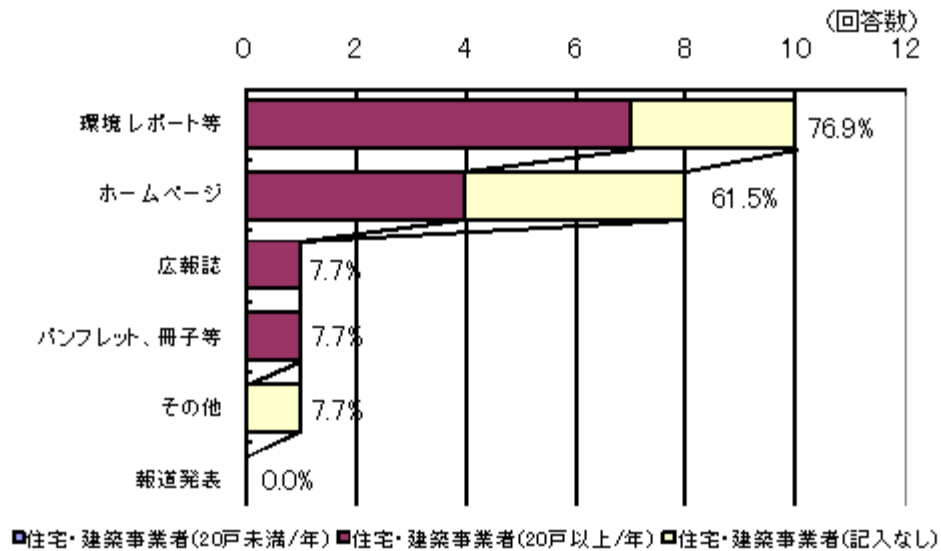
問10-2 グリーン購入の調達実績の公表



問10-3 調達方針及び調達実績の公表手段(公的機関)



問10-3 調達方針及び調達実績の公表手段(住宅・建築事業者)



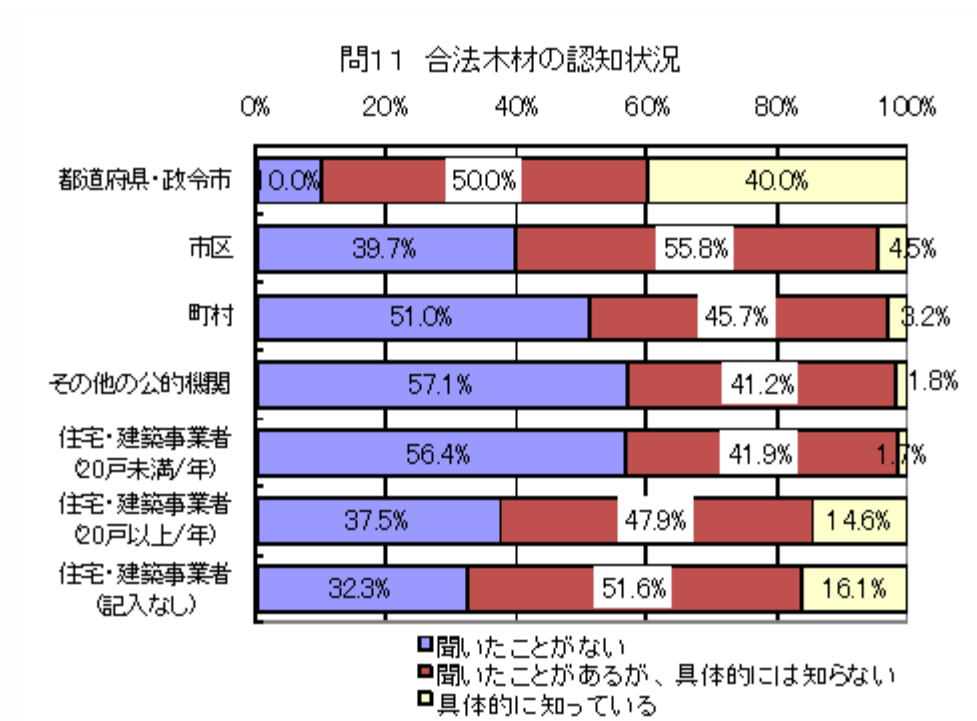
その他の回答は、以下のとおり。
 ・請求に応じて、情報を公開 など

5. グリーン購入による違法伐採対策の推進

(1) 「合法木材」の認知状況（問11）

（合法性の証明された木材・木材製品の認知について質問、シングルアンサー）

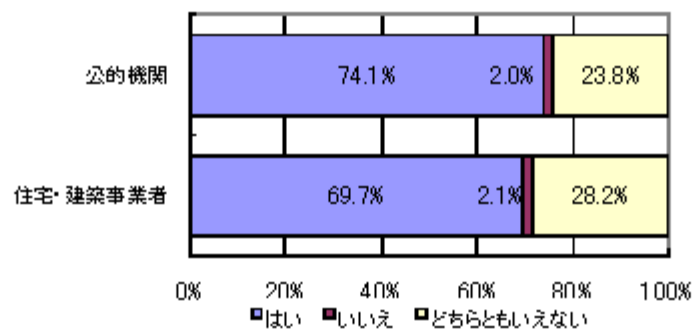
- 「都道府県・政令指定都市」での認知は、9割。「市区」、「町村」の順に認知度が下がる。「町村」では、約5割に留まる。
- 平成18年度施工戸数20戸未満の住宅・建築事業者は、4割強、その他の住宅・建築事業者では、6割以上が認知している。



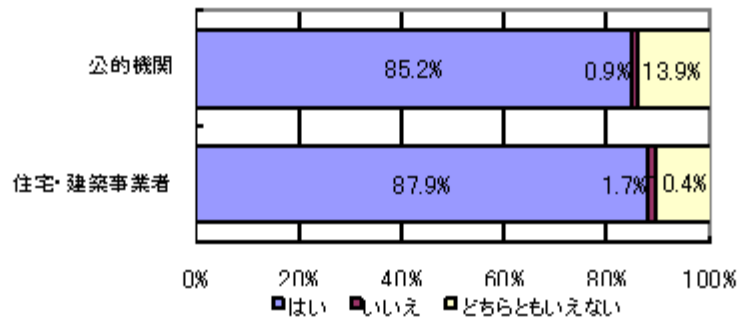
(2) グリーン購入によって違法伐採木材を排除する対策への考え (問12)
 (国等の公共団体の調達に際し、合法木材を優先的に使うことを通じて、違法伐採木材を排除しようという措置について質問、シングルアンサー)

- グリーン購入によって違法伐採木材を排除する対策について、公的機関、住宅・建築事業者共に約7割が「有効な手段である」と回答。
- 公的機関、住宅・建築事業者共に、9割弱が、「政府等のみでなく、自治体、民間企業等の取組が必要である」と回答。
- 公的機関、住宅・建築事業者共に、ほぼ全てが、「制度の仕組み、狙いを周知する必要がある」と回答。

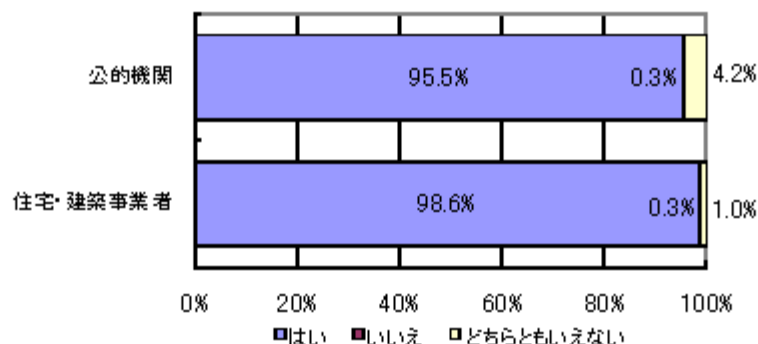
問12-1 グリーン購入は違法伐採の排除に有効な手段である



問12-2 政府等だけでなく、自治体・民間企業等の参加が必要だ



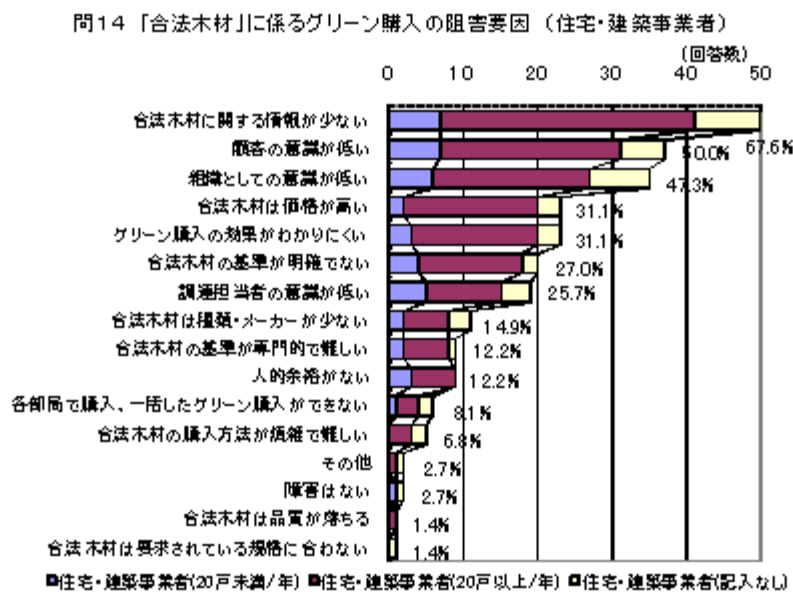
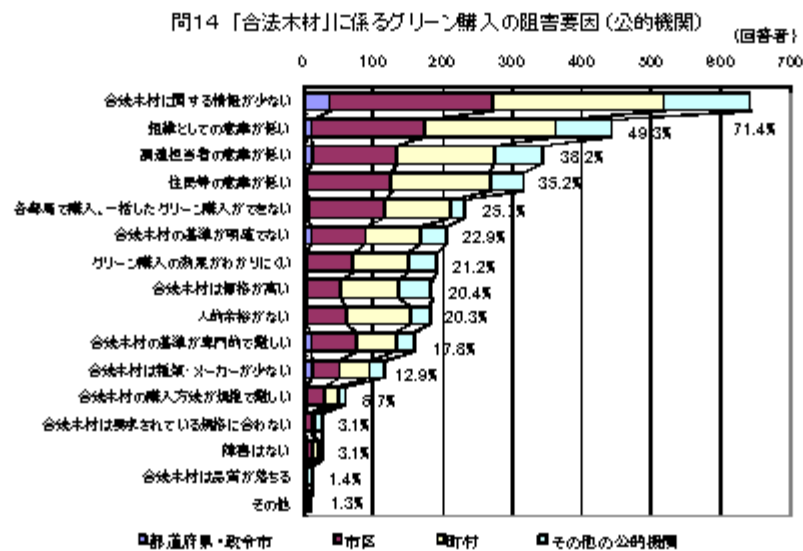
問12-3 制度の仕組み、狙いを周知する必要がある



(3) 「合法木材」に係るグリーン購入の阻害要因 (問14)

(合法木材に係るグリーン購入に取り組む又は取り組もうとした場合、どのような阻害要因が考えられるか質問、マルチアンサー)

- 公的機関、住宅・建築事業者共に、「合法木材に関する情報が少ない」が最も高い割合を占め、また、「組織としての認識が低い」が高い割合となった。
- 公的機関では、上記の他、「調達担当者の意識が低い」、「住民等の意識が低い」が高い割合を占める。
- 住宅・建築事業者では、上記の他、「顧客の意識が低い」、「合法木材は価格が高い」、「グリーン購入の効果がわかりにくい」が高い割合を占め、顧客からの要求が少なく、営業等に結びつく見込みが少ないことが浮き彫りとなった。



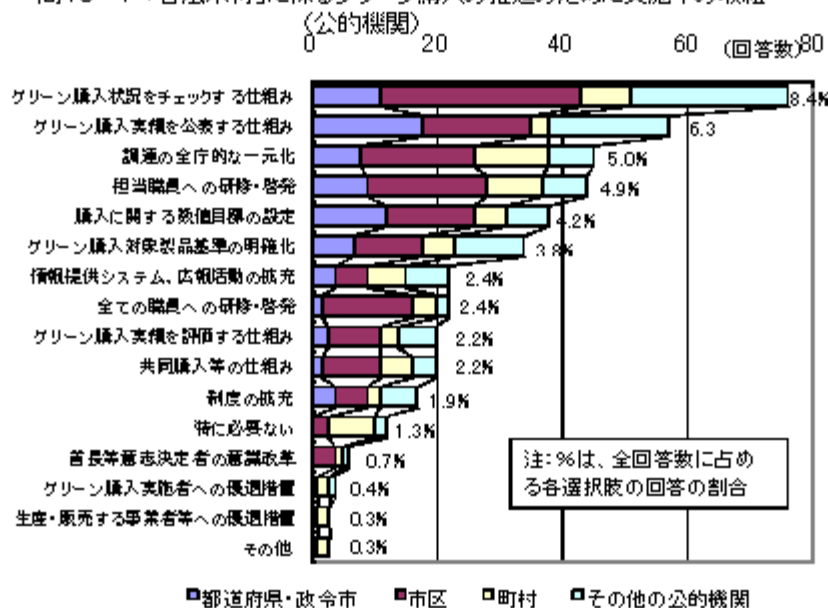
その他の回答は、以下のとおり。

- ・グリーン調達を担当する部署がない。
- ・コスト増に対する財政担当部局からの理解を得ることが困難。
- ・合法木材以外が流通している限り、それを調達している企業との競争力が低下するなど

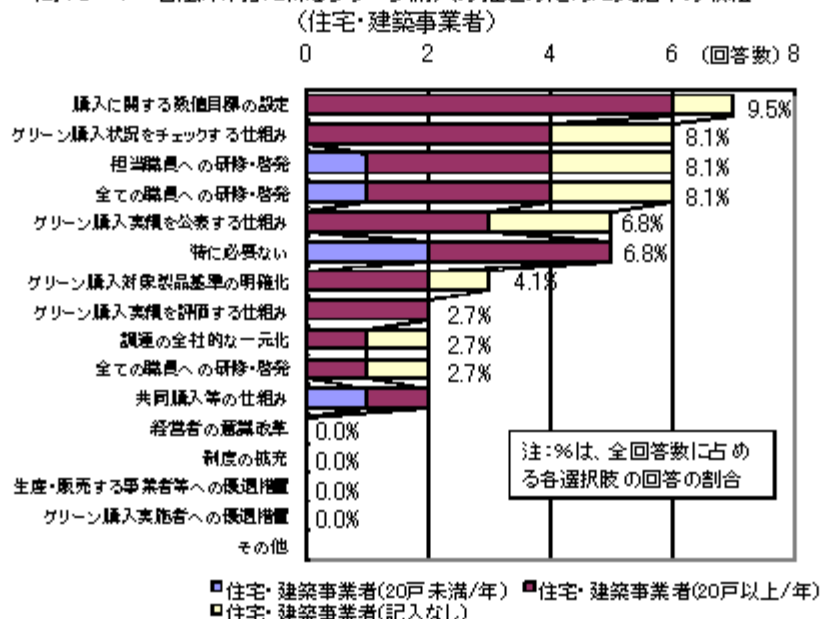
(4) 「合法木材」に係るグリーン購入の推進のために実施中の取組 (問15-1)
 (合法木材に係るグリーン購入の進展のために、実施中の取組について質問、マルチアンサー)

- 公的機関では、「庁内のグリーン購入実施状況をチェック」、「グリーン購入の実績を公表」が高い割合。次いで、「調達の一元的な一元化」、「対象製品の基準の明確化」、「購入に関する数値目標の設定」、「担当職員への研修・啓発」が続く。
- 住宅・建築事業者では、実施中の取組は僅少。その中では、「購入に関する数値目標の設定」、「社内のグリーン購入実施状況をチェック」、「担当職員への研修・啓発」、「全ての職員への研修・啓発」の回答があった。
- 「特に必要ない」との否定的な回答もある。

問15-1 「合法木材」に係るグリーン購入の推進のために実施中の取組



問15-1 「合法木材」に係るグリーン購入の推進のために実施中の取組

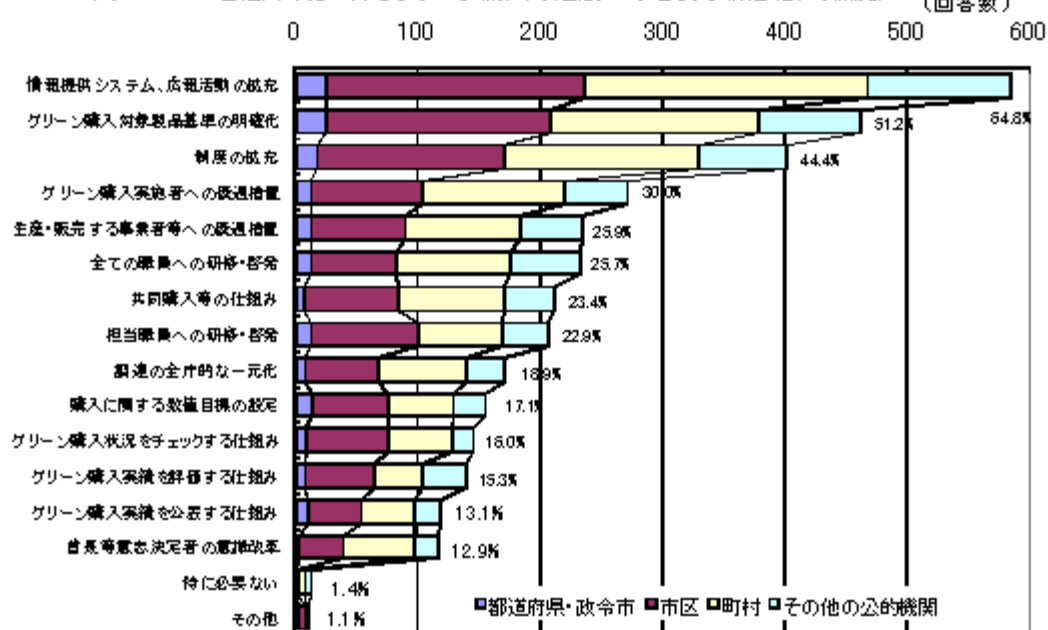


(5) 「合法木材」に係るグリーン購入の進展への必要な取組（問15-2）

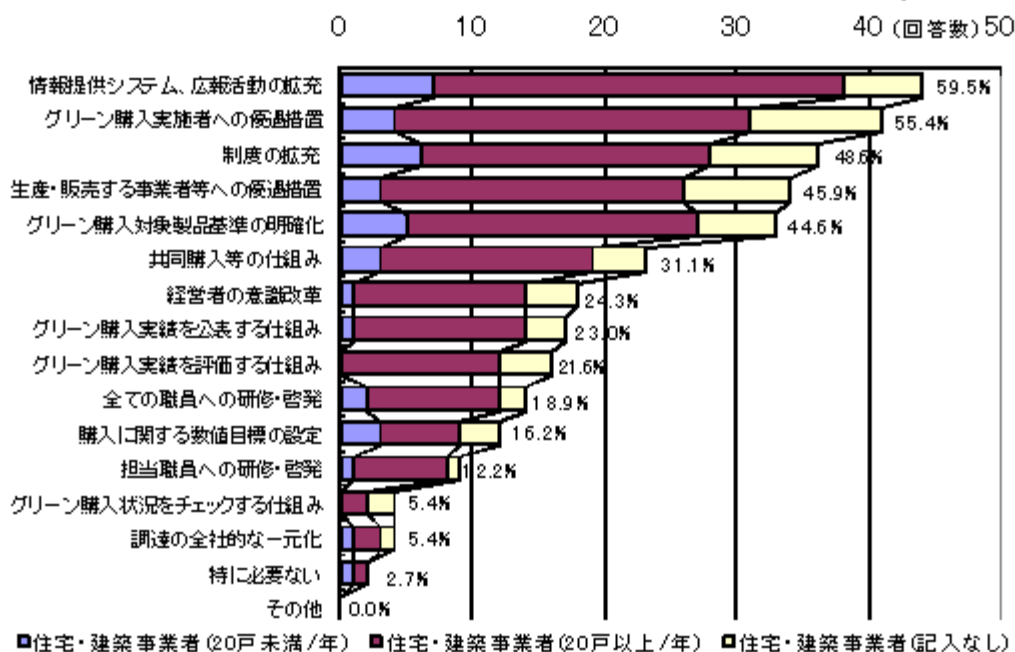
（合法木材に係るグリーン購入の進展のために、どのような仕組みが必要だと考えられるか質問、マルチアンサー）

- 公的機関、住宅・建築事業者共に、「情報提供システム、広報活動の拡充」、「対象製品の基準の明確化」、「制度の拡充」が高い割合となった。
- 住宅・建築事業者では、上記の他、「グリーン購入実施者への優遇措置」、「生産、販売する事業者等への優遇措置」が高い割合となり、グリーン購入に伴う経済的な負担を軽減する対策の必要性を指摘している。

問15-2 「合法木材」に係るグリーン購入の進展への必要な取組（公的機関）

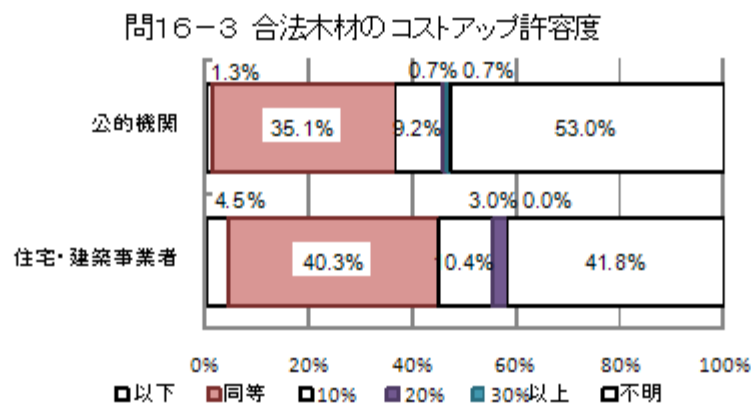
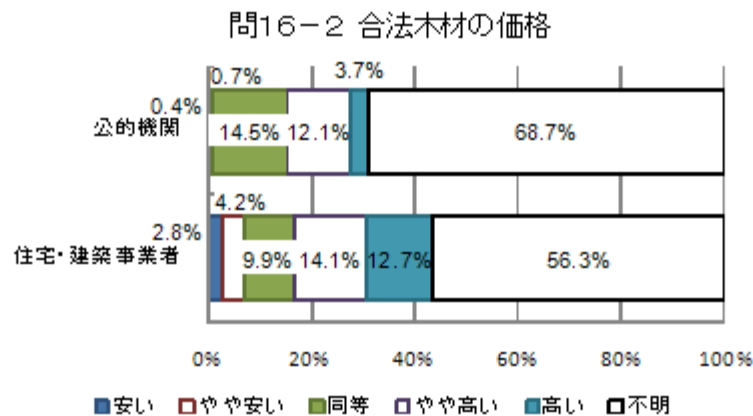
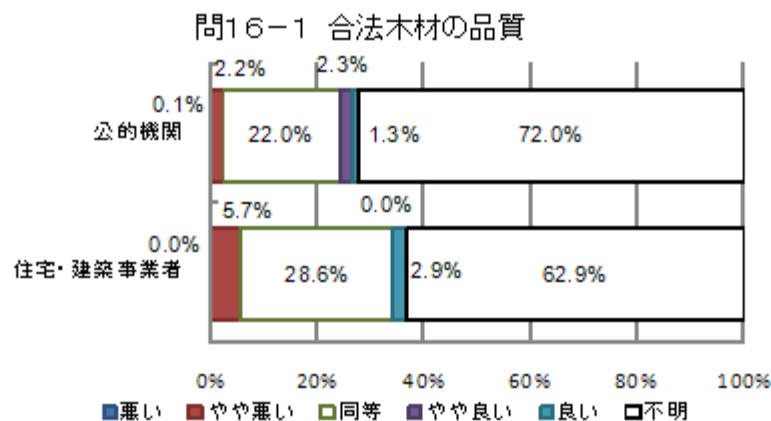


問15-2 「合法木材」に係るグリーン購入の進展への必要な取組（住宅・建築事業者）



(6) 「合法木材」の「品質」、「価格」、「コストアップ許容度」(問16)
 (合法木材・木材製品とその他の木材・木材製品を比較した場合の「品質」、「価格」、「コストアップ許容度」について、5段階及び不明で質問、シングルアンサー)

- 「品質」及び「価格」について、公共機関、住宅・建築事業者は、「不明」がそれぞれ約7割、約6割を占める。
- 「コストアップ許容度」について、公共機関、住宅・建築事業者は、「不明」がそれぞれ約5割、約4割、「同等」が約4割、「10%」が約1割。20%以上のコストアップを許容する回答はほとんどなかった。

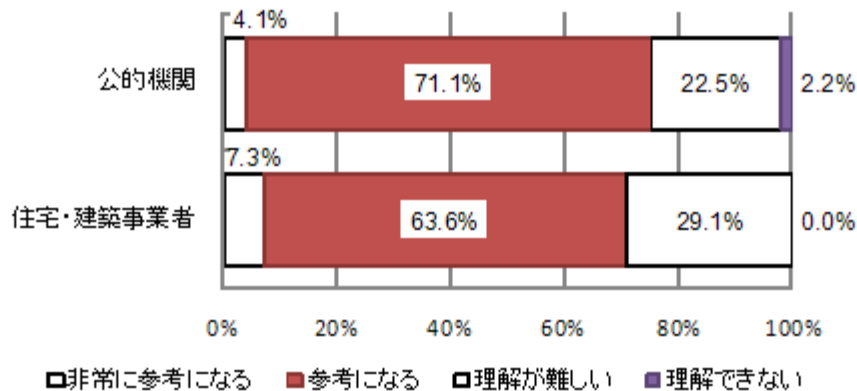


(7) 合法木材のポータルサイト「合法木材 NAVI」に対する評価 (問17)

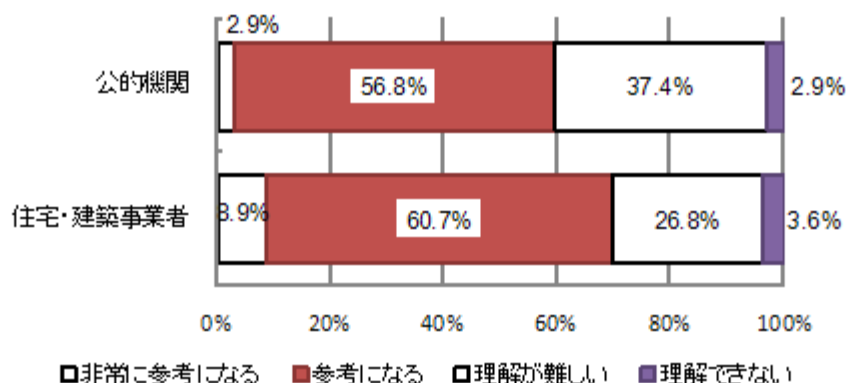
(違法伐採対策推進協議会が開設している、グリーン購入法に基づく合法木材の証明書取得手続き、合法木材・木材製品及びその供給企業等の情報を掲載したポータルサイト(合法木材NAVI, <http://www.goho-wood.jp/>) について質問、シングルアンサー)

- グリーン購入法の制度の紹介について、約7割が「参考になる(「非常に参考になる」と「参考になる」の合計。)」と回答。
- 証明方法、証明書取得方法の紹介について、約6～7割が「参考になる」と回答。
- 合法木材を供給できる業者の情報について、公的機関は、65.3%が「参考になる」と回答したのに対し、住宅・建築事業者は、48.2%が「参考になる」と回答。両者の評価に約2割の差が認められる。
- 合法木材を利用した製品の情報について、4～5割が「参考になる」と回答。
- 消費者等への普及啓発のための情報について、公的機関は、57.1%が「参考になる」と回答したのに対し、住宅・建築事業者は、35.7%が「参考になる」と回答。両者の評価に約2割の差が認められる。
- サイトに対する意見として、「活字中心の難しい説明が多い」との指摘や、「図表を入た分かりやすい説明」、「取組の事例紹介」、「製品事例紹介の充実」、「業者、価格情報の充実」を求めるものがあった。また、「公的なホームページからのリンクを増やす」、「違法伐採問題に対する国民への情報提供、意識啓発の充実」などの提案もあった。

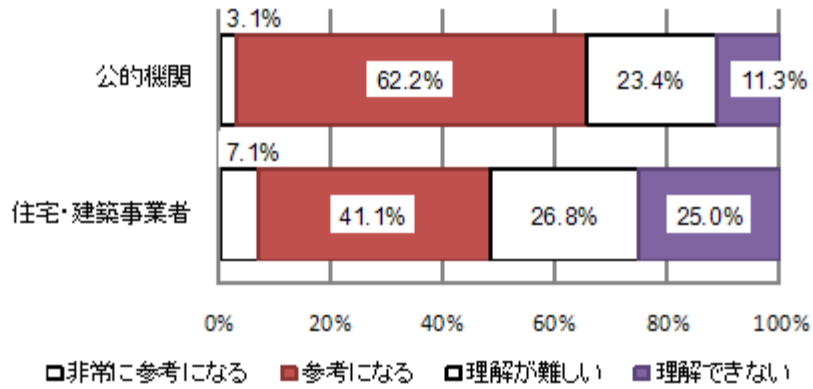
問17-1 グリーン購入法の制度の紹介



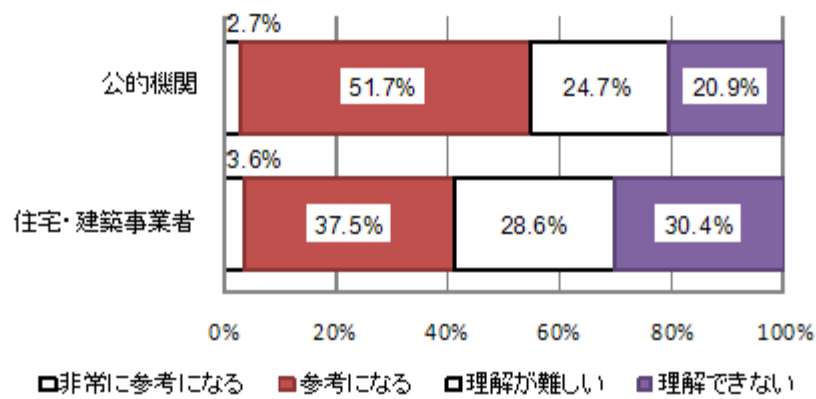
問17-2 証明方法、証明書取得方法の紹介



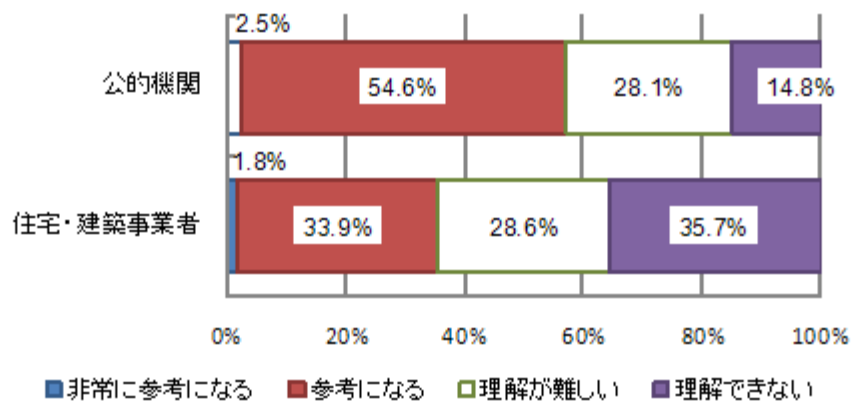
問17-3 合法木材を供給できる業者の情報



問17-4 合法木材を利用した製品の情報

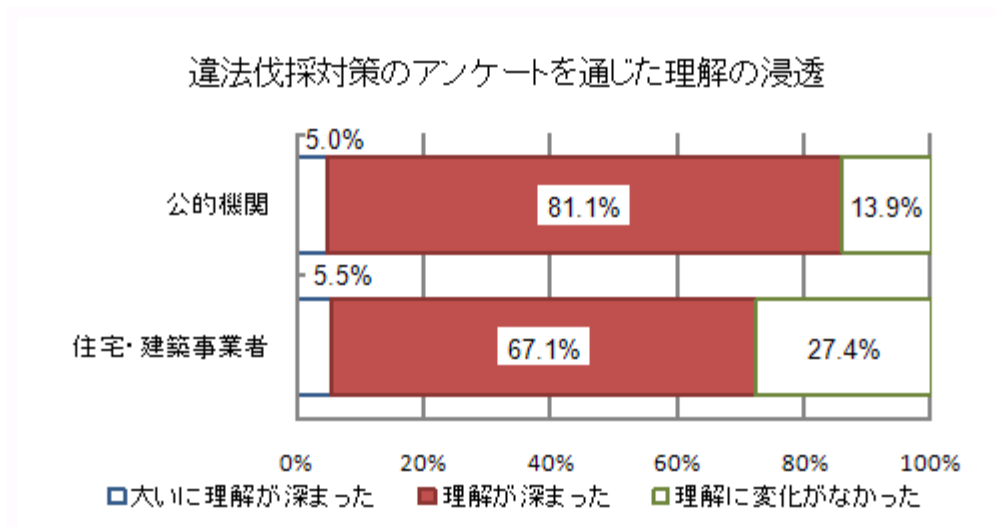


問17-5 消費者等への普及啓発のための情報



6. アンケートを通じたグリーン購入と違法伐採問題の普及啓発

- アンケートの配布・実施により、公的機関の86.1%、住宅・建築事業者の72.6%が「理解が深まった」と回答。
- アンケートを配布したものの、回答がなかった多くの公的機関、住宅・建築事業者に対しても、同様に、グリーン購入と違法伐採問題の普及啓発ができたと期待できる。



※ 本調査は、別途環境省が実施している、今後のグリーン購入の推進方策検討の基礎資料の収集を目的とする、「地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査」とは別の調査であり、調査対象、回答数等も異なっている。